

資 料 一 覧

資料 1	愛知県幼児教育研究協議会開催要綱	1
資料 2	愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領	2
資料 3	令和 6 年度 愛知県幼児教育研究協議会委員名簿	3
資料 4	令和 6・7 年度愛知県幼児教育研究協議会協議題	4
資料 5	令和 6 年度愛知県幼児教育研究協議会及び専門部会の開催経過	5
資料 6	令和 6 年度第 1 回愛知県幼児教育研究協議会の概要	6
資料 7	令和 6 年度愛知県幼児教育研究協議会専門部会における協議の概要	7
資料 8	本日の協議内容	8
資料 9	令和 6 年度愛知県幼児教育研究協議会リーフレット（案）	
資料 10	令和 6 年度愛知県幼児教育研究協議会アンケート調査まとめ（案）	

資料 1

愛知県幼児教育研究協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 本県幼児教育に関する諸問題について研究協議するため、愛知県幼児教育研究協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(研究協議事項)

第2条 幼児教育に関する基本的事項並びに当面する諸問題について研究協議する。

2 協議題については、今日的課題を踏まえて、県教育委員会が提起する。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者・一般有識者
- (2) 市町村関係者
- (3) 幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 県関係者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、県教育委員会教育長が招集する。

(専門部会)

第6条 協議会に専門の事項を調査・研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、専門委員のうちから互選する。

5 専門部会は、県教育委員会教育長が招集する。

(意見聴取)

第7条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。

(会議録)

第9条 協議会は、会議を開いたときは会議録を作成するものとする。

2 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、県教育委員会教育部義務教育課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の人数
会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴申込み
傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。なお、傍聴の申込みは、会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議の開始の10分前に締め切る。
- 4 定員を超えた場合の取扱い
締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。
- 5 会議資料の配付等
 - (1) 傍聴人には、当日、会議資料又はその概要を交付する。
 - (2) 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、本要領を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者
次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可をした場合は、この限りではない。
 - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
 - (5) カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (6) その他、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- 7 傍聴人の守るべき事項
傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに席を離れないこと。
 - (2) 帽子、外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (3) 携帯電話及びスマートフォン等については、使用できないように電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
 - (4) 飲食しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
 - (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
 - (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 8 写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止
傍聴人は、議事に対する協議等の開始以後においては、傍聴席で写真やビデオ撮影をし、又は機器等を用いて録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 9 会長の指示
会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。
- 10 施行年月日
この要領は、平成31年2月1日から施行する。

資料 3

令和6年度愛知県幼児教育研究協議会委員名簿

(敬称略)

選任区分	氏名	職名
学識経験者 ・ 一般有識者	山口 雅史	椚山女学園大学教授
	鈴木 照美	保育者養成研究会 会長
市町村 関係者	榊原 雅晃	半田市教育委員会教育長
	小島 治彦	名古屋市教育委員会義務教育課長
	古田 美津子	名古屋市子ども青少年局保育部担当課長
	鈴木 美奈子	碧南市役所福祉こども部こども課長
幼稚園・ 保育所及び 学校関係者	池田 紀代美	愛知県国公立幼稚園・こども園長会長 (名古屋市立第一幼稚園長)
	村上 芳枝	愛知県私立幼稚園連盟副会長 (ベル豊田幼稚園 統括園長)
	伊東 世光	愛知県社会福祉協議会保育部会副副会長 (名古屋市 天使保育園長)
	宇都宮 美智子	名古屋民間保育園連盟副会長 (名古屋市 中村保育園長)
	上野 忍	大府市立大東小学校長
P T A 関係者	米倉 基裕	愛知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 (名古屋市立第一幼稚園)
	加藤 万里子	愛知県私立幼稚園PTA連合協議会会長 (R6.8~R7総会) (幼保連携型認定こども園保見ヶ丘幼稚園)
	小島 愛子	一宮市立葉栗保育園保護者の会会長
県関係者	今宮 裕司	愛知県福祉局子育て支援課長
	藤井 徹	愛知県県民文化局学事振興課私学振興室長

事務局名簿

	氏名	職名		
事 務 局	橋本 具征	愛知県教育委員会教育部長	名古屋市中区 三の丸 3-1-2	(052) 954-6799 (ダイヤルイン)
	尾本 国博	愛知県教育委員会義務教育課長		
	星原 秀晴	愛知県教育委員会義務教育課 担当課長		
	稲垣 孝治	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	塩野谷 文雄	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	後藤 義広	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	渡邊 祐子	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	西澤 邦雄	愛知県教育委員会特別支援教育課 主査		
	加藤 綾子	愛知県総合教育センター基本研修室 主査		
	渡辺 久美子 中井 吉美	愛知県幼児教育コーディネーター		

令和6・7年度愛知県幼児教育研究協議会協議題
多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方
～受け止め合う心を育むための関わりを考える～

〈協議題設定の理由〉

【現状・動向】

○愛知県内の公立幼稚園を対象とした調査で、外国籍幼児は総園児数に対して令和5年度が5.6%、令和6年度は7.0%である。

○愛知県は外国にルーツをもつ児童生徒が多く、令和5年度愛知県義務教育問題研究協議会において「外国にルーツをもつ児童生徒の受入れ・共生のための支援・指導の在り方」について協議され、リーフレットが作成されて活用が進んでいる。

○文部科学省の委託研究においても、令和4年度に「外国人幼児等の受入れに関する研究」の発表がされており、外国籍等の子供がいる環境の中で幼児教育をどのように行っていくかについての関心は高い。

【国の提言】

○令和5年2月中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会が審議のまとめを公表した。

その中で、「特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援」として、外国籍等の子供に対する支援や配慮について現状や課題が挙げられている。幼児教育施設では散在する指導上の留意事項等の整理をすることや、活用できる資料、教材の作成等、子供の多様性に配慮した教育の充実に関する好事例等を収集し、蓄積して活用することも示されている。

幼児教育施設では、外国籍等の子供が多くなってきており、その対応（困り感や課題）が問題となっている。調査対象を公立幼稚園だけでなく私立幼稚園、及び公私立保育所、こども園を含めた愛知県内に広げ幼児期における外国籍等の子供の在籍率などの調査や、支援の参考となる資料を集めたい。

言語・文化的に多様な背景をもつ子供がいる環境で、幼児期の子供たちが育ち合える教育をどのように推進していくべきかを協議する必要がある。

協議題 多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方
～受け止め合う心を育むための関わりを考える～

研究内容

- 子供や保護者、園の困り感を把握する
 - ・言葉の理解
 - ・文化の違い
 - ・生育環境や特性 等
- 保育者の援助・支援の在り方について検討する
 - ・個々に応じた適切な関わり方
 - ・環境の構成
 - ・保護者支援
 - ・関連機関との連携 等

具体的な場面や姿を捉える

研究計画

【一年次】 県内の状況、課題について全県調査を行い、把握する

○幼児教育現場における課題や困りごとの把握（対象：県内の公私立幼稚園、保育所、認定こども園）

- ・一人一人の多様な言語・文化的背景に対応していくにあたり、課題となること。
- ・個の姿に応じてどのように関わり、心のつながりをもった温かな関係をどのように築き、育んでいくとよいか。
- ・子供の園での学びや保育者の支援の方法を小学校へどのように繋いでいくとよいか。

⇒調査内容について協議を進め、調査実施後、結果の分析をもとに研究課題を絞り込む。

* 中間報告：調査結果と分析結果をリーフレットにまとめる

【二年次】 調査結果に基づき研究、報告書作成

○絞り込んだ研究課題について、園又は保育者が参考にして活用できる資料にまとめる

資料 5

令和6年度 愛知県幼児教育研究協議会及び専門部会の開催経過

年	月	日	曜	予定時間	研究協議会	専門部会
6	6	3	月	10:00~12:00 自治センター 603会議室	〈第1回研究協議会〉 ・令和6年度協議題について ・研究の方向性について ・専門部会の設置 ・今年度の計画	
6	7	10	水	14:00~16:00 三の丸庁舎 B203会議室		〈第1回専門部会〉 ・令和6年度協議題の報告 ・第1回研究協議会の報告 ・研究内容について ・アンケート調査内容（案） の検討 ・リーフレット構想案の検討 ・第2回部会の予定確認
6	9	4	水	14:00~16:00 三の丸庁舎 B203会議室		〈第2回専門部会〉 ・アンケート調査まとめ （案）の検討 ・リーフレット（案）の検討 ・第3回部会の予定確認
6	11	13	水	14:00~16:00 三の丸庁舎 B104会議室		〈第3回専門部会〉 ・リーフレット（案）の 修正案について検討 ・アンケート調査まとめ （案）の修正案について 検討 ・今年度作成報告書 完成までの流れ確認
7	1	17	金	14:00~16:00 三の丸庁舎 B104会議室 西庁舎9階 教育委員会室	〈第2回研究協議会〉 ・専門部会からの報告 ・令和6年度の計画 （方向性について）	

令和6年度第1回愛知県幼児教育研究協議会の概要

<委員からの意見概要>

〔幼児への援助・支援〕

- ・子供たちは一つずつ丁寧に関われば順応していく。子供の困り感を捉え、それに合わせて関わりを工夫していけば、友達と共に過ごすことを楽しむようになる。
- ・言葉の問題か発達の問題か判断することが難しい。
- ・プレスクールに関する取組（教材・事例等）も紹介できるとよい。

〔保護者とのコミュニケーション〕

- ・教師がイラストを描いて保護者へ伝えているが、正しく伝わっているか把握できない。
- ・保護者に園での様子を口頭で伝えることができないため、通訳者が必要である。
- ・言葉が伝わらない問題もあるが、文化的な問題が多いように感じる。
- ・文化の違いなのか、家庭の意向なのか、迷うことがある。
- ・園の考え方を押し付けるのではなく、対話しながら理解してもらうことが必要である。
- ・外国籍の保護者の時間感覚がアバウトで、上手く生活を整えられないこともあるため、自治体と協力しながら支援している。
- ・保護者をルーズだと捉えるのではなく、文化の違いと捉え対応していく必要がある。
- ・保護者との関わりについては、保護者側の意識で、順応できるかどうか決まってくる。

〔学級の子供たちの育ち〕

- ・定住予定の外国人が増えている。今後の関わりも続くため、日本の子供に多文化を伝える機会とすることが大切である。
- ・多文化の人たちと分かり合える材料として、音楽やダンス等、非認知的なことの観点が重要である。

〔調査内容・リーフレット等〕

- ・援助や支援をどこまで求めるかで、調査内容や示す事例も変わってくる。
- ・外国籍等の幼児が少ない地域でも、クラスに一人はいるような状況であり、今後増えていくのではないかと。一人でもいれば対応は必要になってくるが、少ない地域はそのノウハウがないため、困難さを乗り越えている地域のノウハウを共有できるとよい。
- ・集住化、多言語化、散在化のそれぞれの課題を把握するとともに、どのように子供たちにアプローチをするのかを明らかにできるとよい。
- ・「育ち合う」という言葉が大きいと感じる。当該幼児だけでなく、周りの子、保護者も関わってくると思うが、言葉や文化の支援をするのか、幼児教育全体で互いに育ち合う支援をするのか、整理できるとよい。
- ・「国籍が外国」「国籍は日本だけど、親が外国人」「海外にいて帰国した子」等どこに焦点を当てるのか確認する必要がある。
- ・家庭での母語も大事にしないといけない。

令和6年度 愛知県幼児教育研究協議会専門部会における協議の概要

	専門部会	検討事項として
1	〈第1回専門部会〉 7月10日(水) 午後2時から午後4時 三の丸庁舎B203会議室	(1) 令和6年度協議題の報告 (2) 第1回研究協議会の報告 (3) 専門部会の役割について確認 (4) 協議事項 ○本年度実施アンケート調査項目について ・より現状を把握できる情報やデータが得られる調査項目について検討 ○本年度作成リーフレット構想について ・掲載内容、構成等について検討
2	〈第2回専門部会〉 9月4日(水) 午後2時から午後4時 三の丸庁舎B203会議室	協議事項 ○アンケート調査まとめ(案)について ・掲載内容(分析・考察)について ・自由記述の取扱いについて ○リーフレット(案)の構成と内容について ・アンケート調査まとめと関連した掲載内容の検討 ・レイアウト、構成について
3	〈第3回専門部会〉 11月13日(水) 午後2時から午後4時 三の丸庁舎B104会議室	協議事項 ○リーフレット(案)の構成と内容について ・提案リーフレット(案)の修正点について ・見やすいレイアウト、色合い、フォント等について ○アンケート調査まとめ(案)について ・各委員より提供の分析・考察についての内容検討 ・読みやすい表記の仕方、文章量等について ○完成までの流れについて

本日の協議内容

<協議題>

多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方
～受け止め合う心を育むための関わりを考える～

- (1) 令和6年度作成リーフレット（案）について
 - ・構成、内容について
 - ・文字、語句等表記の仕方について

- (2) 令和6年度作成アンケート調査まとめ（案）について
 - ・構成、内容について
 - ・文字、語句等表記の仕方について

- (3) 令和7年度の取り組みについて

- (4) その他